

表示ルールの見直しについて

消費・安全局 農産安全管理課

令和3年12月1日施行

令和3年7月

農林水産省

4. 副産系肥料等及び仮登録肥料の原料表示ルールの見直し

- ・ 公定規格の変更等に伴う表示ルールの見直し

5. 令和3年12月1日施行に係る経過措置

- ・ 施行日までに保証票が付された包装又は容器の表示の経過措置
- ・ 特殊肥料等入り指定混合肥料等の表示（「主要な成分の含有量」から「主成分の含有量」に変わること）についての経過措置

4. 副産系肥料等及び仮登録肥料の原料表示ルールの見直し

- 乾燥菌体肥料、副産肥料、副産動植物質肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料、仮登録肥料は、重量の割合の大きい順に全原料を表示することとなる。
- 隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合には、その旨を注記するすることで入れ替わることが認められる。
- 原料事情により使用しない場合がある原料がある場合には、備考に記載することにより、原料の記載順の入れ替えを認めている。

生産業者保証票

肥料の種類 ○○○○

肥料の名称 ○○○○

保証成分量(%) ○○○○

原料の種類

(原料)

尿素、**指定複合肥料**、**副産肥料〔加里含有物〕**、りん酸含有物、(副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕)

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 **副産肥料〔加里含有物〕とりん酸含有物の重量割合の順位は、入れ替わることがある。**

3 () 内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「尿素、副産肥料〔加里含有物〕、指定複合肥料、りん酸含有物」となる。

4 [] 内は副産肥料又は副産動植物質肥料の原料である。

正味重量 △△Kg

生産した年月 ○○年○月

生産業者の氏名又は名称及び住所 ○○○○

生産した事業場の名称及び所在地 ○○○○

※ 乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、副産肥料、液状肥料、吸着複合肥料、菌体肥料、仮登録肥料を原料とする場合には、[] にその原料を全て記載する。

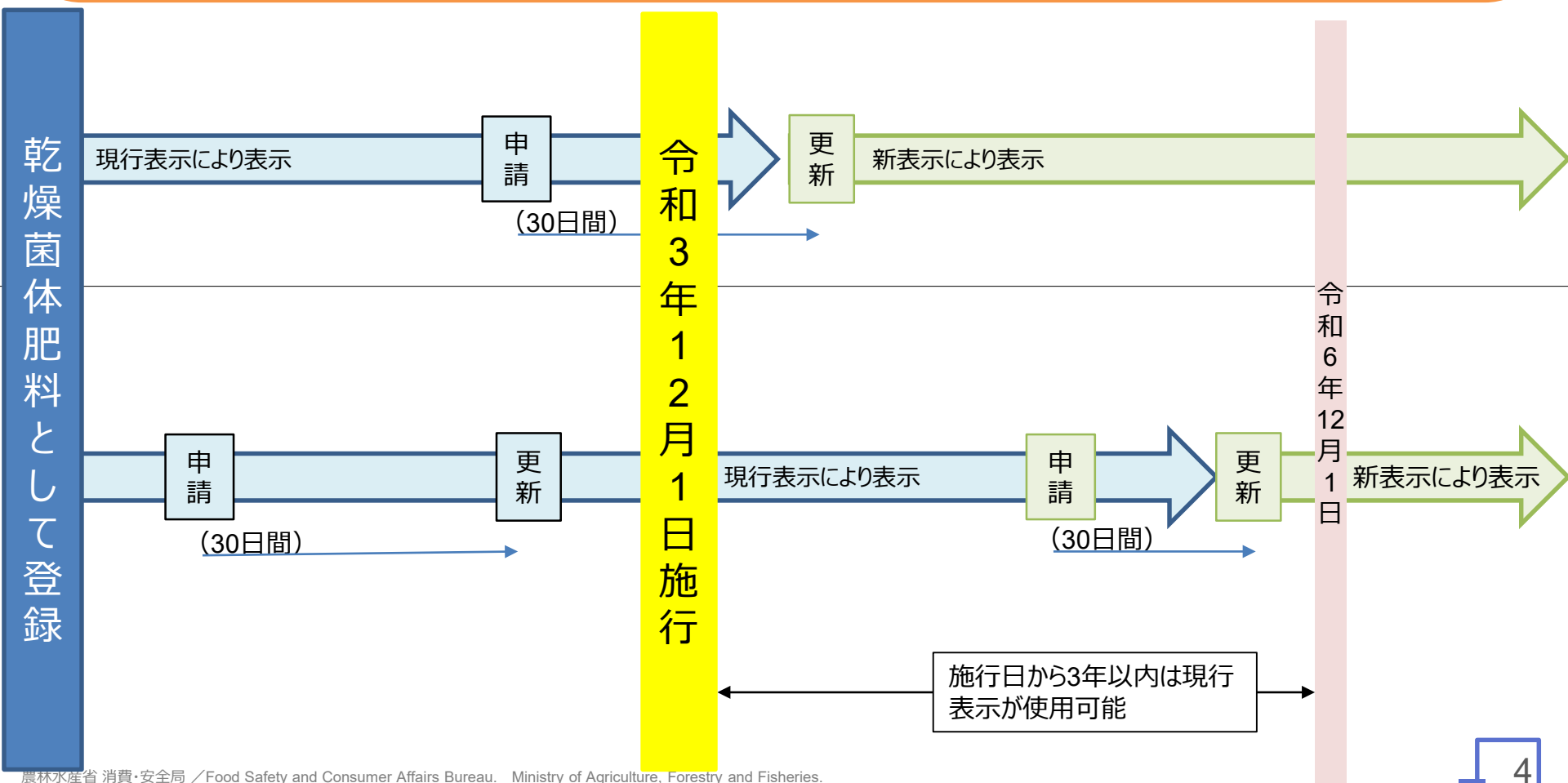
※ 原料事情等により隣接する2つの原料の重量割合の順位が入れ替わる場合は、その旨の記載をすることにより、順位の入れ替えを認める。

※ 原料事情により使用しない場合がある原料については、備考に記載することにより、原料の記載順の入れ替えを認めている。副産系肥料の原料の記載に限り、有機質以外の原料にもこの規定が適用される。

5. 令和3年12月1日施行に係る経過措置（その1）

自身が生産・輸入している肥料の原料の種類に記載方法が変更される肥料の保証票の経過措置

- ① 保証票の肥料の種類は登録証の通り記載
- ② すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる



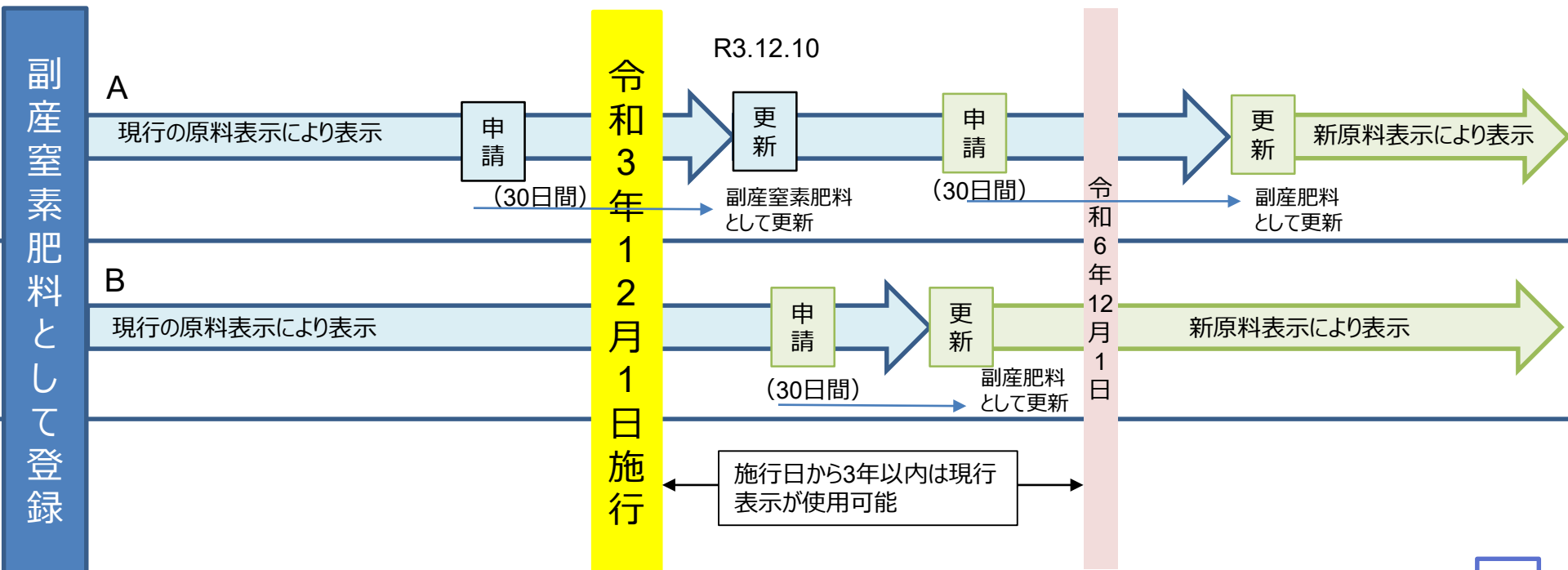
5. 令和3年12月1日施行に係る経過措置（その2）

自身が生産・輸入している肥料の種類及び原料の種類に記載方法が変更される肥料の保証票の経過措置

- ① 保証票の肥料の種類は登録証の通り記載
- ② すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる

公定規格が改正される場合の例

副産窒素肥料から副産肥料になる場合（例）



5. 令和3年12月1日施行に係る経過措置（その3）

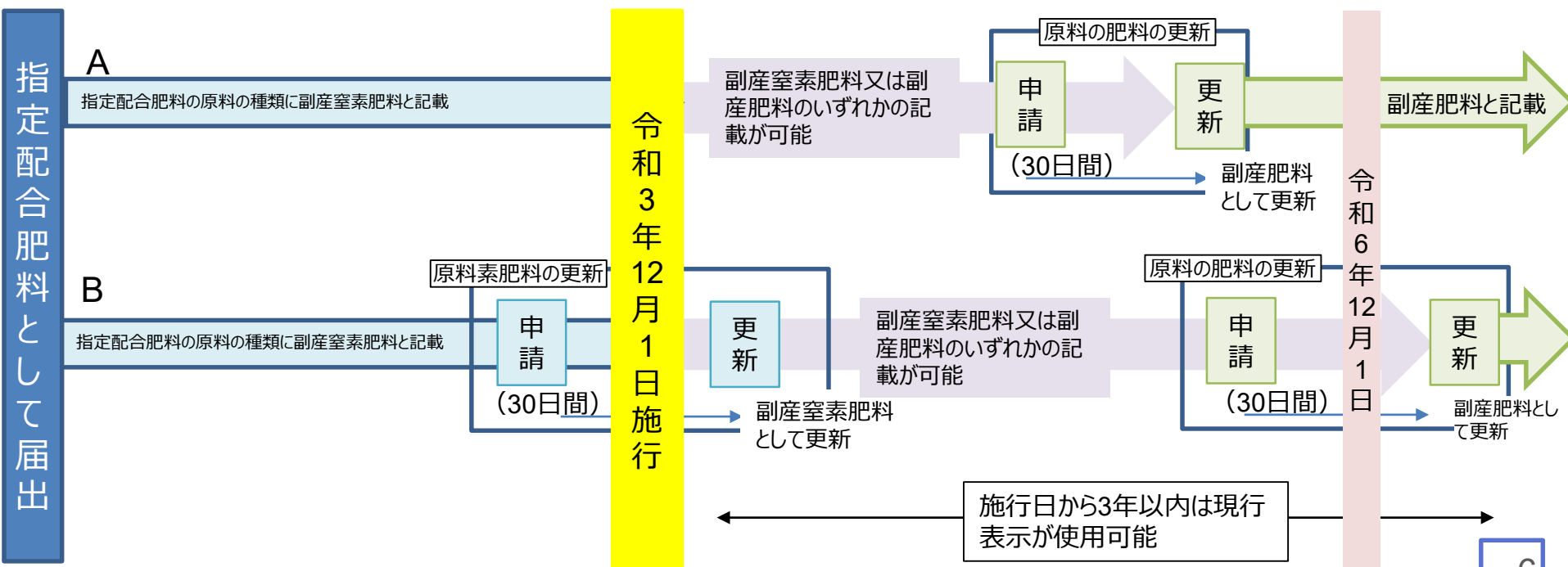
公定規格の改正により原料肥料用の経過措置、

- すでに容器又は包装に付された従前の表示については、施行日から3年以内は従前の使用が認められる
- 規格の見直しに伴い原料の種類名が変わる肥料を原料にした肥料の原料の種類を表示は、原料肥料が更新されるまで（従前の規格）の間は、新原料の種類を記載することが出来る

原料の肥料の種類が変わる場合の例（副産窒素肥料が副産肥料となる場合）

更新前：副産窒素肥料 + 配合肥料 + 塩化加里 → 指定配合肥料

更新後：副産肥料 + 配合肥料 + 塩化加里 → 指定配合肥料



5. 令和3年12月1日施行に係る経過措置（その4）

特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料、汚泥肥料等の保証票又は特殊肥料の品質表示において変更される「主成分の含有量」の表記については、当分の間、従前の表示が認められる。

現行

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 〇〇 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量
生産した年月
原料
主要な成分の含有量等	
窒素全量

今後

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 〇〇 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量
生産した年月
原料
主成分の含有量等	
窒素全量

R3.11.25

R3.12.10

令和3年12月1日施行

主要な成分の含有量の表示が可能

更新

更新

主要な成分の含有量の表示が可能

更新

肥料の包装がなく
なった際に
修正する

水産副産物発酵肥料として登録

(参考) 改正肥料法に関する情報提供サイト

- 以下のサイトで、改正肥料法の関係法令に関する詳しい情報提供を行っていますので、ご利用下さい。

- 肥料の品質の確保等に関する法律

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torihou.htm

- 肥料の品質の確保等に関する法律施行令

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torirei.htm

- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torikisoku.html

- 肥料の品質の確保等に関する法律関係告示一覧

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_kokuji.html